

三重県犯罪被害者等支援条例

逐条解説

三重県環境生活部くらし・交通安全課

三重県犯罪被害者等支援条例

<第1章 総則>

第1条	目的	1
第2条	定義	3
第3条	基本理念	5
第4条	県の責務	7
第5条	県民の責務	8
第6条	事業者の責務	9
第7条	民間支援団体の責務	10

<第2章 推進体制の整備>

第8条	総合的な支援体制の整備	11
第9条	推進計画	12
第10条	支援従事者の育成	13
第11条	支援従事者に対する支援	14
第12条	民間支援団体に対する支援	15
第13条	市町に対する支援等	16
第14条	財政上の措置	17

<第3章 基本的施策>

第15条	相談及び情報の提供	18
第16条	経済的負担の軽減	19
第17条	保健医療サービス及び福祉サービスの提供	20
第18条	損害賠償請求に関する支援	21
第19条	安全の確保	22
第20条	居住の安定	23
第21条	雇用の安定	24
第22条	県民の理解の促進	25
第23条	学校における教育の促進	26
第24条	個人情報の適切な管理	27

<第1章 総則>

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

【解説】

本条は、県、県民、事業者及び民間支援団体（以下「県民等」という。）の責務等の基本的な事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するという、「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）の目的を定めるものです。

条例が目指すものは、「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援」、「犯罪被害者等を支える社会の形成を促進すること」の2つとなります。

条例は、県として犯罪被害者等支援施策を推進していくための方向性を示す「基本条例」との位置づけのものであり、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うため、犯罪被害者等支援の目的や理念を県民等が共有し、一体となって犯罪被害者等支援施策を推進するためのもので、県民等に義務を課し、あるいは権利を制限することを内容とし、その実効性の担保として規制を課す、罰則を設けるといった「規制条例」ではありません。

- 1 「犯罪被害者等」については、第2条第1項第2号で定義しています。
- 2 「県」とは、地方自治法第1条の3第2項に規定する普通地方公共団体としての三重県を規定したもので、知事部局、公安委員会、教育委員会を含んだものをいいます。
- 3 「県民」とは、三重県内に住所を有する自然人をいいます。
- 4 「事業者」とは、三重県内において、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為を行うもの全般をいい、営利か非営利、個人か法人、県内における本店や事業所の設置の有無及び業種を問いません。

事業者には、報道機関やインターネット運営管理者、医療機関等も含まれます。

- 5 「民間支援団体」については、第2条第1項第5号で定義しています。
- 6 「犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め」とは、第2章、第3章において犯罪被害者等支援に関する基本的事項を定めることをいいます。
- 7 「犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進し」とは、犯罪被害者等

支援に関する計画（第9条に規定）を定め、当該計画にのっとり、犯罪被害者等支援に関する各施策（第2章及び第3章に規定）を実施することにより、犯罪被害者等支援施策を推進することをいいます。

8 「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援」とは、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害を早期に回復又は軽減し、犯罪被害者等が日常生活を再建するために必要な支援であり、具体的には、犯罪被害者等支援に関する各施策（第2章及び第3章に規定）の実施を通じて図ることとなります。

9 「犯罪被害者等を支える社会の形成を促進する」とは、犯罪被害者等が近隣や職場、学校等において日常生活、社会生活を送る中で、周囲の偏見や心無い言動等により受ける精神的な苦痛等のいわゆる「二次被害」が深刻であることから、県民等に対し、こうした二次被害についての理解が深まるよう各施策を実施し、また、犯罪被害者等の被害後の生活等を支える取組が社会全体で行われるよう努めることをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

【解説】

本条は、条例の主要な用語について定義するものです。

- 1 「犯罪」とは、個人の生命、身体または財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為をいいます。
- 2 「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいいます。例えば、以下のような行為が該当します。
 - (1) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に規定されているつきまとい等で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為をいい、具体的には、特定の人に対して、つきまとい、見張りをするなど、不安を抱かせることをいいます。
 - (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」に規定されている「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいい、具体的には、人格を否定するような暴言などの精神的暴力等をいいます。
 - (3) 「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」に規定されている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等をいい、具体的には、適切な食事を与えず、子どもの健康・安全への配慮を怠ることをいいます。
- 3 「犯罪被害者等」とは、①犯罪等により害を被った県民、②犯罪等により害

を被った者の家族又は遺族である県民をいいます。②においては、犯罪等により害を被った者の居住地は問いませんが、その家族又は遺族が県民であることを要します。また、犯罪等により害を被った者とその家族又は遺族との間に法律上の身分関係がない場合であっても、これと同視しうる事情にあれば該当します。犯罪被害者等の範囲については幅広く捉えますが、具体的施策の策定及び実施に当たっては、その内容等を勘案し、対象となる範囲が定められるものと考えます。

ただし、条例は、県が実施する支援施策の基本的方向性を定めたものであり、どのような犯罪被害者等を対象にどのような支援を行うかは、個々の施策に委ねられます。

- 4 「再被害」とは、犯罪被害者等が、加害者から再び危害を加えられることをいいます。

犯罪被害者等は、被害にあったことにより、生命、身体等に重大な被害を受けるのみならず、加害者からの更なる被害や更なる被害を受けるかもしれない恐怖、不安に苦しめられる場合があります。

再被害が現実になった場合には、より重大な結果が生じることもあることから、再被害を定義するものです。

- 5 「二次被害」とは、犯罪被害者等が直接的な被害を受けた後に受ける「精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等」をいいます。

二次被害は、犯罪被害者等にとって深刻な問題であり、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減等の妨げとなることから定義するものです。

報道機関等による取材については、報道のための取材の自由を含む報道の自由は、憲法第21条が保障する表現の自由に含まれるため、これは、最大限に保障されなければならないが、これをあらかじめ規制することは違憲とされる可能性が極めて高く、また、報道の規制は報道機関が定める倫理基準によって行うなど、報道機関が自主的に適切な対応を行うべきと考えます。

- 6 「民間支援団体」とは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(平成16年法律第161号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体に限らず、犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする被害者等の自助グループ、NPO法人等で三重県内における事業所の設置の有無にかかわらず、三重県内で活動している団体をいいます。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を示すものであり、支援に関わる全ての主体が共有する規範について定めるものです。

1 「犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重される」とは、憲法第13条に規定される「個人の尊厳」を受けたものです。

憲法第13条に規定する個人の尊厳の理念は、犯罪被害者等についても当然に尊重されるべきものであり、犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が尊厳のある人格主体として、それにふさわしい処遇を保障されるべきことを明らかにする必要があることから、規定したものであり、理念的・宣言的に示すものであって、直ちに具体的な権利・義務に影響を及ぼすような性格のものではありません。

しかし、この規定により、県民等が犯罪被害者等のためにとるべき行動の方向性が明確になり、個別の施策の充実を推進するうえでの指針が与えられることとなることから、極めて重要な意義を有するものと考えます。

2 「犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて」とは、犯罪被害者等が受ける被害には、身体的被害であるのか精神的被害であるのか財産的被害であるのかといった被害の内容や犯罪行為との関連性の強さなど被害の状況に差異があります。

犯罪被害者等の年齢、性別、家族の有無、家庭の状況、経済的状況、就労・住居の状況、再被害及び二次被害を受けるおそれの有無など、犯罪被害者等が置かれている状況にも差異があります。

このように犯罪被害者等といっても千差万別であり、犯罪被害者等のための施策を一律に講ずることは適当でないことから、犯罪被害者等に係る具体的状況の差異に応じて、必要かつ有効な施策を適切に講ずべきことを明らかにした

ものです。

- 3 「犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること」とは、前述のとおり、犯罪被害者等は千差万別であるとともに、時間の経過や環境の変化、支援の効果等により、犯罪被害者等の心身の状況にも変化が生じるものと考えます。その際、犯罪被害者等が必要としている支援が途切れることなく継続的に提供されるよう施策を講ずべきことを定めたものです。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の支援における県の責務を定めるものです。

- 1 県の役割としては、「広域自治体」として、広域性や専門性を生かした取組の重点的な実施を考えています。
- 2 国の役割としては、犯罪被害者等支援制度の企画立案及び全国的に一定の水準が保たれることを確保するための基準の設定、市町の役割としては、住民にとって最も身近な「基礎自治体」として、その所管する各種保健医療制度や福祉制度等の活用等を考えており、連携した支援を行うという意味から定めるものです。
- 3 県が定める「犯罪被害者等支援に関する施策」に係る基本事項は、具体的には第2章、第3章において定めています。
- 4 「総合的に策定し、及び実施する」とは、第2章、第3章において定めている施策を策定し、実施することをいいます。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等支援における県民の責務を定めるものです。

- 1 県民に期待する行動としては、
 - ・社会全体で犯罪被害者等に対する理解を深め、支援の輪を広げていただく
 - ・県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力していただく等があります。
- 2 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、「二次被害」により、大きな精神的な苦痛等を受け、立ち直りが遅れることも少なくないことから、「二次被害」への理解を深めていただきたいとの意味から定めるものです。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の支援における事業者の責務を定めるものです。

1 事業者に期待する行動としては、

- ・従業員等を対象に、犯罪被害者等に対する理解を深めるための普及啓発や研修を実施していただく
- ・犯罪被害者等となった従業員等への休暇取得の配慮など、雇用環境や福利厚生制度を整備していただく
- ・犯罪被害者等となった従業員等の就労の継続に配慮していただく
- ・チラシの配布、啓発イベントへの協力等の県の啓発施策にご協力いただく

等があります。

2 犯罪被害者等に係る就労上の配慮については、個々の事業者における就業規則等で検討すべきものと考えますが、県としても事業者に対して一定の配慮や必要な支援を求める意味から定めるものです。

3 「事業活動」とは、報道機関の取材活動や医療機関の医療行為等の営利活動や慈善活動、NPO法人の活動等の非営利活動を含めた活動をいいます。

4 「事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう」とは、事業活動の中で、「犯罪被害者等と接する場合」や「従業員等が犯罪被害者等になった場合」に二次被害が生じることのないよう十分な配慮を求めるものです。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の支援における民間支援団体の責務を定めるものです。

1 民間支援団体に期待する行動としては、

- ・犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援すること
- ・県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力いただくこと

等があります。

2 民間支援団体は、犯罪被害者等のさまざまなニーズに則して、

- ・専門的な研修を受けた相談員が、犯罪被害者等からの相談を受けること
- ・犯罪被害者等に対する自宅訪問、警察、検察庁、裁判所等への付添い支援
- ・犯罪被害者等が受けることができる支援等の情報提供
- ・犯罪被害者等支援への理解を促進するための講演会の開催等の広報啓発活動

などの支援活動を既に行っていることから、犯罪被害者等支援施策を進めるうえで大きな役割を期待する意味から定めるものです。

<第2章 推進体制の整備>

(総合的な支援体制の整備)

第8条 県は、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備に努めるものとする。この場合において、県は、再被害及び二次被害の防止並びに犯罪被害者等が受けた被害の潜在化の防止について留意するものとする。

2 県は、前項の総合的な支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

第2章においては、県が犯罪被害者等を支援する体制整備を主体的に推進することを明記しています。

本条は、犯罪被害者等支援が、県、市町、民間支援団体等さまざまな主体に及ぶことが想定されるため、総合的な支援体制について県が主体的に整備することを定めるものです。

- 1 「総合的な支援体制の整備」とは、被害にあわれた方の心身が少しでも早く回復できるよう、関係機関と連携した支援体制の構築に努めるものです。
- 2 「被害の潜在化の防止」とは、例えば、性犯罪、性暴力の被害にあわれた方の多くが、誰にも相談できずにいるといったような状況を踏まえ、被害の届出がなくても被害の早期の回復又は軽減ができるよう、支援体制の整備に努めることをいいます。
- 3 「いずれに支援を求めた場合であっても」とは、犯罪被害者等の支援に際しては、
 - ・警察での捜査過程、相談等を起点として支援につながる場合
 - ・市町への住民異動等の手続きを起点としてつながる場合などさまざまな主体を通じて、支援につながっていくことが想定されることから、いずれの主体を起点としても支援につながるよう、県としての取組を明らかにするものです。

(推進計画)

第9条 県は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の支援に関する施策が多岐の分野にわたることや、国における犯罪被害者等支援に関する施策も進展することが想定されることなどから、条例に基づき犯罪被害者等支援の取組が適切に推進されるよう、県の推進計画について定めるものです。

1 「推進計画」は、犯罪被害者等基本法や国の犯罪被害者等基本計画及び県民の意見を踏まえ、本県における犯罪被害者等支援施策の取組事項を定めるものです。

2 「あらかじめ、県民の意見を反映する」とは、県推進計画の策定及び変更にあたっては、県が有識者をはじめとする第三者の意見や県民の要望等について反映すべきことを定めるものです。

3 「公表する」とは、県のホームページ等により公表することをいいます。

(支援従事者の育成)

第10条 県は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者(以下「支援従事者」という。)に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないよう、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等支援の充実を図るためには、支援施策全般に通じた者やボランティア等、犯罪被害者等支援を担う人材の育成が重要であることから、県による研修及び講演会等、人材育成に関する施策の実施について定めるものです。

1 「支援従事者」とは、犯罪被害者等支援に積極的に取り組むべき県、市町等の行政機関の職員をはじめ、民間の支援ボランティア等をいいます。

県は、支援従事者の技術や知識の習得と危機管理意識の向上及び二次被害の防止に向けた研修を行います。

2 「自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与える」とは、支援従事者が相談・問い合わせ等に対応する場合には、犯罪被害者等の心身の状況や置かれた環境に関する理解、各種支援制度に関する知識等が必要です。しかし、これらの理解や知識が十分でないことなどから、犯罪被害者等に対し不適切な対応をして二次被害を与えるおそれがあります。

支援従事者が、自らの言動により犯罪被害者等に二次被害を与えることのないよう、県が研修の実施等の施策を行うことを定めるものです。

(支援従事者に対する支援)

第11条 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等からの相談等に応じる支援従事者が、支援等を行う過程において犯罪被害者等の話に耳を傾けることで生じる、犯罪被害者等と同様の心理的外傷、いわゆる「代理受傷」を防止するため、研修の実施等の取組について定めるものです。

「心理的外傷」とは、「心的外傷」ともいい、児童虐待、強制性交等、犯罪や事故、いじめを含む悲惨な出来事等による心の傷で、通称「トラウマ」とも呼ばれ、PTSD（外傷後ストレス障害）の発症は、心理的外傷が重症化した典型です。

(民間支援団体に対する支援)

第12条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、条例の目的である「犯罪被害者等を支える社会の形成」を促進するためには、民間支援団体における取組が必要なことから、県による民間支援団体に対する支援について定めるものです。

民間支援団体による支援は、犯罪被害者等のさまざまなニーズや心情をくみ取り、きめ細かな支援を長期にわたり提供できる点や素早い意思決定による迅速な対応が可能である点など、行政では行き届かない支援ができるという利点を有しており、犯罪被害者等に対する途切れない支援の推進にあたり、重要な役割を有しています。

民間支援団体は、善意の寄付やボランティアに支えられ活動していますが、さまざまな課題もみられることから、県が民間支援団体に対して適切な情報の提供、助言等を行うことを定めたものです。

(市町に対する支援等)

- 第13条** 県は、市町が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援施策を実施するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 市町は、地域の状況に応じ、犯罪被害者等支援において、県と相互に連携し、協力するものとする。

【解説】

犯罪被害者等がどこに住んでいても等しく支援を受けらるうえで、基礎自治体である市町の役割は重要です。

本条は、犯罪被害者等支援に関して、県と市町との相互の連携、協力及び県からの情報提供等について定めるものです。

- 1 第1項は、県の市町に対する支援について規定したもので、住民に近い市町において、相談体制の充実が求められていることから定めたものです。
- 2 「その他の犯罪被害者等支援施策」とは、
 - ・居住、保健医療、福祉関係の制度における実施主体として、犯罪被害者等が活用できる支援制度の積極的な活用
 - ・各種手続きの際におけるワンストップ支援の実施等の犯罪被害者等への配慮
 - ・窓口対応時等における二次被害防止への配慮のほか、市町の状況に応じて、例えば、犯罪被害者等支援専用窓口の開設、市町独自の支援制度の策定や実施、犯罪被害者等の生活の場としての地域住民による二次被害の防止に向けた広報啓発等の期待される役割を想定しています。
- 3 第2項は、市町がそれぞれの地域の状況に応じ行う支援施策について、県との相互連携などについて定めるものです。

本条において、市町に期待する役割として、以下のような事例が考えられます。

- ・犯罪被害者が、事件に巻き込まれ、死亡した場合において、市町等における住民異動の手續、埋葬許可等の手續を行う際における、市町職員等によるご遺族等に配慮した対応と二次被害を防止するための取組
- ・犯罪被害者等は、相談窓口対応に専門性や匿名性を求めており、その希望に寄り添った適切な対応
- ・市町は、犯罪被害者等に最も身近な行政体であり、かつ、各種保健医療制度・福祉制度を実施していることから、適切な支援施策の提供

(財政上の措置)

第14条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等支援施策を推進するため、県として必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めるものです。

<第3章 基本的施策>

(相談及び情報の提供)

第15条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

第3章においては、犯罪被害者等支援に関する基本的施策を明記しています。

本条は、基本的施策のうち、犯罪被害者等からの相談及び犯罪被害者等に対する情報の提供等について定めるものです。

- 1 国及び県が実施した調査では、犯罪被害者等の求める支援としては、「事件、被害に関する話を聞いてもらう」、「支援サービスに関する情報提供」が大きな割合を占めています。
- 2 「必要な情報の提供及び助言」とは、犯罪被害者等が利用できる制度に関する情報、関係団体が行う支援に関する情報、医療機関に関する情報、刑事手続きに関する情報の提供とそれらに関する助言をいいます。
なお、提供する情報については、次条に定める「経済的な助成に関する情報」等も含まれます。
- 3 「専門的知識又は技能を有する者を紹介する」とは、犯罪被害者等が有するさまざまなニーズに公的機関のみでは対応できない場合や支援に際して専門的知識等を必要とする場合等に、弁護士、医師、臨床心理士等を紹介することをいいます。

(経済的負担の軽減)

第16条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、県が実施した調査により、犯罪被害者等が一時的に経済的な困窮に直面することが明らかになっていることから、経済的負担の軽減を図るための施策について定めるものです。

「経済的な助成に関する情報」とは、国、県、市町等が実施する経済的な助成に関する各種制度等の情報をいいます。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、県が犯罪被害者等に対する保健医療サービス及び福祉サービスを提供するために必要な施策を推進することを定めるものです。

市町が所管している施策も多くあることから、市町との適切な連携のもと、事件発生直後から必要であるサービスを提供できるよう取り組んでいくことを想定しています。

- 1 「その他の心身に受けた影響」とは、心理的外傷には至らない精神的被害、犯罪による身体の被害、機能障害等を含めたものです。
- 2 「保健医療サービス」とは、医療費に係る情報の提供のほか、相談、医療機関の紹介、臨床心理士等によるカウンセリングの実施等を含みます。
- 3 「福祉サービス」とは、医療費の助成制度、生活保護、自立（生活）支援等をいいます。

(損害賠償請求に関する支援)

第18条 県は、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関する支援として、相談の受理、法テラス等の紹介、検察庁や裁判所が行う刑事手続きに付随する損害賠償命令制度（刑事事件を担当した裁判所が、有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができるという制度）についての案内を行うことなどを定めるものです。

訴訟に関する知識が少ない中、損害賠償請求に関する訴訟を起こす場合、時間、労力、費用等多くの負担を強いられる犯罪被害者等に対し、被害に係る損害賠償請求を円滑に行えるよう、情報の提供、助言等を行うものです。

(安全の確保)

第19条 県は、再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等への加害者からの再被害、報道機関や近隣住民等からの二次被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護や施設等への入所による保護、被害防止に関する助言等を行うなど安全の確保を最優先した支援を行うことを定めるものです。

- 1 「一時保護、施設への入所による保護」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」、「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」等における一時保護又は施設等への入所による保護をいいます。
- 2 「防犯に係る指導及び助言」とは、非常時の通報要領や親族宅への避難等、再被害を防止するための防犯指導や助言をいいます。
- 3 「個人情報の適切な取扱いの確保」とは、支援時に把握した犯罪被害者等に係る個人情報が流出しないようにすること、支援従事者に対し適切な情報管理を促すこと等をいいます。

さらに、個人情報については、犯罪被害者等の再被害及び二次被害を防止する観点に加え、支援に関わる支援従事者はもとより、犯罪被害者等の必要とする施策を提供する県各部局においても適切に管理する必要があることから、第24条の項においても整理しています。

(居住の安定)

第20条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅の優先的な入居その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等が犯罪等により、従前からの住居に居住することが困難となった場合や、加害者が犯罪被害者等の住居を認知していることにより想定される再被害を防止する観点から定めるものです。

市町が所管している公営住宅も多くあることや、犯罪被害者等が、住所地が異なる市町に転居する可能性があること等を考慮し、市町との連携の中で適切な施策を提供できるよう取り組みます。

- 1 「犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった」とは、犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合等をいいます。
- 2 「県営住宅の優先的な入居」とは、県営住宅における一般抽選に先立って行う抽選に参加できることを定めたものです。

(雇用の安定)

第21条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備及び改善並びに二次被害の防止に向けた取組その他犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、県が実施した調査において、犯罪の被害にあった後に、「事件がきっかけで退職・休職しなければならなくなった」と訴える方が多いことから、退職を余儀なくされた犯罪被害者等に対して就労の支援を行うことや犯罪被害者等に対する理解を深め、職場内における犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備、二次被害の防止に向けた取組について、情報の提供や啓発の取組を進めることを定めるものです。

- 1 「雇用の安定」とは、具体的には、犯罪被害者等が精神的・身体的被害により、やむを得ず従前に比べ仕事の能率の低下、治療のための通院、裁判出廷のため欠勤することなどに対して、事業者の理解を得て職場環境の整備改善を図ることにより、犯罪被害者等が職を失う等の二次被害が生じないようにすることや、犯罪被害により職を失った者に対する雇用の支援、雇用の促進を行うこと、職場内における周囲の偏見や心無い言動、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が二次被害を受けることがないようにすることなどをいいます。
- 2 「犯罪被害者等の置かれている状況」とは、犯罪被害者等が受けた、身体的被害、精神的被害、財産的被害といった被害の内容、家庭の状況、経済的状況、就労・住居の状況、再被害や二次被害を受けるおそれの有無など、犯罪被害者等を取り巻く環境をいいます。

(県民の理解の促進)

第22条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、犯罪被害を考える週間を設け、啓発を図るとともに情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害を考える週間は、11月25日から12月1日までとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、地域社会における犯罪被害者等支援に係る理解の促進を図ることを定めるものです。

- 1 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、周囲の偏見や心無い言動などの二次被害に苦しめられている状況を改善するため、全ての県民が、犯罪被害者等の置かれている状況等についての理解を深められるよう必要な施策を講ずることを定めたものです。
- 2 「犯罪被害を考える週間」については、国が規定する「犯罪被害者週間」と同一の期間に設定することで、犯罪被害者等支援に関する理解を深めるきっかけとし、また、啓発等の相乗効果を高めるものです。

(学校における教育の促進)

第23条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、学校において、犯罪被害者等支援に係る取組の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者はもとより、その兄弟姉妹等が学校に登校できなくなるなどの未然防止、二次被害を防止するための取組を進めることを定めるものです。

- 1 「学校の設置者等」とは、「学校教育法（昭和22年法律第26号）」第1条に規定する学校のほか、専修学校及び各種学校の設置者、学校長、教員等をいいます。
- 2 「二次被害を防止するための教育」とは、「三重県人権教育基本方針」及び「人権教育ガイドライン（三重県教育委員会）」に基づく取組を進めることを含みます。

なお、学校現場における精神的なケアについては、スクールカウンセラー等の取組により補完することを想定しており、必要に応じ、市町との連携の中で進めていきます。

(個人情報の適切な管理)

第24条 県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も同様とする。

【解説】

本条は、県及び支援従事者に対し、犯罪被害者等にかかる個人情報の適切な管理について定めるものです。

- 1 「個人情報の適切な管理」とは、支援時に把握した犯罪被害者等にかかる個人情報が流出しないようにすること、支援従事者に対し適切な情報管理を促すこと等をいいます。
- 2 犯罪被害者等支援に必要な施策は多岐にわたり、それぞれの施策を所管している県各部局が相互に連携し、適切に施策を実施していくことが想定されるので、犯罪被害者等にかかる個人情報については、施策を実施する県各部局においても適切に管理する必要があることから定めるものです。
- 3 支援従事者がみだりに個人情報を開示することのないよう、支援従事者における個人情報の適切な管理について定めています。